

板橋区防犯機器等購入緊急補助金交付要綱

(令和7年7月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区民が、住宅の防犯対策として、侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器等を購入及び設置するために要する費用の一部を補助し、もって区民の防犯意識の高揚と安心で安全なまちづくりの実現に寄与するための板橋区防犯機器等購入緊急補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「防犯機器等」とは、侵入盗被害防止に有用とされる機器等で、別表に定めるものをいう。
- (2)「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（専用使用権のついた共用部分を含む。）をいう（板橋区の区域内に存するものに限る。）。
- (3)「区民」とは、板橋区内に住民登録があり、その住所に居住している個人をいう。
- (4)「世帯」とは、板橋区の住民基本台帳に登録されている世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、防犯機器等を導入する住宅に居住している世帯主又はこれに準ずる区民とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認めた者に対して、補助金の交付を行うことができる。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、区長が別に定める期間内に購入し、住宅への設置を完了した防犯機器等に係る経費とする。

2 補助対象経費は、区長が必要かつ適当と認め、用途、単価、規模等の確認ができるものとし、次に掲げる場合は、交付の対象としない。

- (1) 購入以外の方法で取得した場合
- (2) 譲受品、個人間での購入により取得した場合
- (3) 共同住宅における共用部分に設置した場合
- (4) 住宅に併設されている店舗や事務所に設置した場合
- (5) 管理者や管理組合など住民以外が導入する場合
- (6) 転売・譲渡等を目的とする場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は3万円のいずれか少ない額とする。

- 2 対象となる費用については、購入に関連して発生した送料や手数料等の購入に付随する経費は除くものとし、購入に要する経費のうち、クーポン等の割引を受けた場合又はポイント等（ポイント、金券、商品券その他これらに類するものをいう。）を利用し、若しくは充当した場合は、それらの相当額を除くものとする。
- 3 補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。ただし、年度の途中において補助金の交付の総額が予算額に達したときは、その時点をもって交付申請の受付を終了するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、区長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を添えて、板橋区防犯機器等購入緊急補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類（住所、氏名及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し
- (2) 防犯機器等の内容、その施工日若しくは購入日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称、住所等が記載された領収書その他の書類又はその写し（防犯機器等の品目が複数の場合にあつては、その内訳がわかるもの）
- (3) 防犯機器等設置後の写真
- (4) 補助金の振込先の口座情報が確認できる書類の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 交付申請は、会計年度において1世帯につき1回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは板橋区防犯機器等購入緊急補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認めるときは板橋区防犯機器等購入緊急補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付方法）

第8条 区長は、申請者が指定する金融機関の口座に本補助金を振り込むものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、本補助金の交付を受けたとき。
- (2) 防犯機器等を転売・譲渡したとき。
- (3) 補助金の交付条件を満たしていないことが判明したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したときは又は区長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に申請者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の規定を適用する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

No.	品 目	定義・要件
1	防犯カメラ	<p>犯罪の防止を目的として、継続的に撮影している録画機能付きのカメラであり、当該カメラにより撮影した映像の記録及び通信のために必要最低限の関連機器から構成される装置</p> <p>【要件】次に掲げる要件を満たすものを補助対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所が住宅の敷地内であること ・撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は使用者に事前説明を行い、同意を得ていること。
2	カメラ付きインターホン	訪問者の姿を映像で確認することができる機能のついたインターホン
3	面格子	窓の外側又は内側に、犯罪の防止を目的として取り付ける格子
4	センサーライト	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具
5	センサーアラーム	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動で警告音が鳴る装置
6	防犯フィルム	犯罪の防止を目的として、窓ガラスに取り付けるフィルム
7	防犯ガラス	合わせガラス（2枚以上のガラス板の間に特殊な中間膜（フィルム）を圧着させたガラスをいう。）又は合わせ複層ガラス（合わせガラスを使用した複層（複数枚の板ガラスの間に中空層・中間材を設けたガラスをいう。）
8	防犯性の高い錠	不正開錠が困難な錠
9	補助錠	主錠のほかに防犯性能を高める目的で補助的に取り付ける錠
10	防犯砂利	踏むと大きな音が発生するよう加工された砂利
11	その他	その他区長が侵入盗被害防止に有用と認めた防犯対策機器等

板橋区防犯機器等購入緊急補助金

【誓約・同意事項】

申請者氏名 _____

各項目を確認の上、☑を付してください。

(全申請者共通)

1	板橋区内に住所を有し、かつ、現に居住しています。	<input type="checkbox"/>
2	同一世帯で複数回の申請はしていません。	<input type="checkbox"/>
3	管理者や管理組合など、住民以外からの申請ではありません。	<input type="checkbox"/>
4	防犯機器等の設置場所は住宅であり、店舗や事務所ではありません。	<input type="checkbox"/>
5	防犯機器等は申請者が使用し、転売・譲渡等を目的としておりません。	<input type="checkbox"/>
6	補助金交付後、補助金要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。	<input type="checkbox"/>

(共同住宅に設置する場合)

7	防犯機器等を設置することについて、管理者等の同意を得ています。	<input type="checkbox"/>
---	---------------------------------	--------------------------

(賃貸住宅に設置する場合)

8	防犯機器等を設置することについて、所有者や管理者等の同意を得ています。	<input type="checkbox"/>
---	-------------------------------------	--------------------------

(カメラ付きの機器を設置する場合)

9	撮影場所及び撮影範囲は、申請者の管理が及ぶ範囲内です。撮影範囲内にやむを得ず管理が及ばない範囲が入る場合は、当該撮影範囲の住宅等の使用者の同意を得ています。また、画像データについて適正な管理をするなど、近隣住民のプライバシー保護に万全を期しています。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

(設置工事費がある場合)

10	専門業者が設置しています。	<input type="checkbox"/>
----	---------------	--------------------------

様

板橋区長

板橋区防犯機器等購入緊急補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった板橋区防犯機器等購入緊急補助金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額

2 交付決定額が交付申請額と異なる場合はその理由

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

4 その他

偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けた者又は要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた者は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

別記第3号様式（第7条関係）

板危管第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区防犯機器等購入緊急補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった板橋区防犯機器等購入緊急補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 交付しない理由